

大田区一般廃棄物処理基本計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果

平成27年12月9日（水）から12月28日（月）まで実施
 意見者6名 計画に関する提出意見20件

No.	分類	ご意見要旨	区の考え方
1	第2章 現状と課題	様々なデータの比較年度が違っているので、これでは比較ができない。何か意味があつてのことなのか。そうでなければ、統一された方が良いのではないのでしょうか。	現状と課題について、基本的には過去10年間のデータを使用しました。出典によっては、国勢調査など5年に一度しか行わないものもありますが、入手可能なデータを最大限に活用し、現状と課題を整理しました。
2	第2章 現状と課題 2 清掃事業の課題 (4) 清掃事業の経費	区民の協力などで毎年確実に清掃事業経費が減少している。より推進させるため、区民にインセンティブを与えるのがよい。削減分の一部を原資にして、美化活動や環境学習など、前向きな区民活動の推進費にしていきたい。環境先進都市を目指す大田区が、全国に先駆けて制度作成するのもよいと思う。	さらなるごみ減量のため、美化活動や環境学習などの充実に努めてまいります。今後も費用対効果を踏まえた適切な経費で事業運営することで、区政の課題の解決に引続き努力してまいります。
3	第4章 計画指標と目標値 1 前計画の数値目標の達成状況	図表4-2において、数値目標①及び③は、削減目標であるから、項目名を〇〇削減にするか、数値を-〇〇%にするなど、分かりやすいように表示方法を見直してもらいたい。	ご指摘の点を踏まえ、できるだけわかりやすい表現に修正いたします。
4	第4章 計画指標と目標値 2 計画指標	この間の食生活の変化を見ると、自分の家で作らない。じゃがいもを買ってきて皮をむいたら、その皮がごみとなって出るけれども、フライドポテトを買ってくれば、包装紙はごみになるかもしれないが、いも自体は食べて無くなる。また、TPPによって食品が輸入に依存されることになれば、ほぼ加工された形で食品が入ってくることになり、ごみは海外のどこかに落ちてきてしまう。そうした中で、1人あたりのごみ量が減った、減った、と喜んで全く意味がない。数値目標については、是非根拠あるものを設定していただきたい。	目標数値設定につきましては、組成分析調査や排出原単位調査の結果を分析した上で設定いたしました。今後5年間の動向を注視し、必要に応じて見直しを検討します。
5	第4章 計画指標と目標値 5 区民・事業者行動計画	キャッチフレーズ「できることからごみ減量！大田区では、区民1人1日あたり53（ごみ）gの減量を目指します。」について、いつまでに実現させる目標値なのか分かりにくい。長期（10年後）の目標値であれば、身近なライフスタイルの見直しには繋がらないと思う。	本計画は、基本計画として区の10年後の姿を見据えています。ご指摘の点を踏まえ、身近なライフスタイルを少しずつ見直ししていただけるような表現に修正いたします。
6	第4章 計画指標と目標値 5 区民・事業者行動計画	ごみとは一般的に「生ごみ」をイメージし、直観的に1人1日53g削減は難しいと感じる。今回のごみの対象としている「区収集ごみ量」の内訳を分かりやすく示して欲しい。	目標数値設定につきましては、組成分析調査や排出原単位調査を分析した上で、設定いたしました。適正処理されていないものを少しずつ是正していくことで達成可能な目標としています。

No.	分類	ご意見要旨	区の考え方
7	第4章 計画指標と目標値 5 区民・事業者行動 計画	設定した数値の根拠が分かり難い。計画値などの数値を年レベルで詳細に記載する必要があるのでしょうか。過去のトレンドや今後の計画など、ビジュアルに分かり易く表現してほしい。	目標数値設定につきましては、組成分析調査や排出原単位調査を分析した上で、設定いたしました。毎年度の数値目標については、それを達成することで10年後の目指す姿を実現していくために、本計画において明確にしています。
8	第4章 計画指標と目標値 5 区民・事業者行動 計画	区民が実践してみようと思うようなスローガンにしてほしい。	具体的な施策において、ごみ減量に効果的になるような普及啓発手法を検討してまいります。
9	第4章 計画指標と目標値 5 区民・事業者行動 計画 (1) 区民行動計画	再使用の上から3つ目のところに「使い捨て商品は使いません。」ということで、「割り箸」が例として挙げられています。割り箸は、そのほとんどが輸入品ですし、ごみに出してしまうと、ごみ量が増えることになる。そのなかで、国内の森林の間伐材を利用して割り箸を作っているものもある。その割り箸を炭に変えて、炭素にすると、二酸化炭素を封じ込める。このように国産の割り箸を使うことで、環境や気候にプラスになるという視点もあるので、使わないと断言するのはいかがなものでしょうか。	ご指摘の点を踏まえ、表現を修正いたします。
10	第4章 計画指標と目標値 5 区民・事業者行動 計画 (2) 事業者行動計画	製造業者の行動計画が少し弱いと感じます。「ごみにならないものを作る」というのを入れたほうが良いと思います。	事業者行動計画については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第三条第2項に基づき、「リサイクルが容易な製品を製造します。」「処理が困難にならないような製品を製造します。」と表現いたしました。
11	第5章 具体的な施策 1 3Rの推進	「新たな品目のリサイクルを検討する際には、費用対効果や環境負荷の低減効果、区民の利便性等を総合的に評価します。」という考え方に賛同します。是非、しっかりと検証していただきたい。	費用対効果や環境負荷の低減効果、区民の利便性等を総合的に評価することは、重要なことであると考えています。今後ともごみ減量に努めます。
12	第5章 具体的な施策 1 3Rの推進 (7) 不燃・粗大ごみの資源化の検討	「更なるごみ減量を図るためには新たな資源化が必要です。」というところで、古布や古着のリサイクルを今よりもっと増やしたらいいと思います。ごみの中には、かなり洋服が入っているし、ファイバーリサイクルで、いろんな再利用ができると聞いた。それによってごみを減量することができるのではないのでしょうか。	古布や古着のリサイクルについては、集団回収による等の回収方法も含め、費用対効果や環境負荷の低減効果、区民の利便性等を総合的に評価し、今後の課題として参考にさせていただきます。
13	第5章 具体的な施策 1 3Rの推進 (7) 不燃・粗大ごみの資源化の検討	最近、ワーカーズコープが、大田区内で油の精製をして、ディーゼル燃料や石鹼にする事業を始めた。そこで、出張所で週1回行っている油の回収をもっと広げたり、飲食業者なども協力して、もっとリサイクルができればいいのではないのでしょうか。	食用油の廃油のリサイクルについては、費用対効果や環境負荷の低減効果、区民の利便性等を総合的に評価し、今後の課題として参考にさせていただきます。

No.	分類	ご意見要旨	区の考え方
14	第5章 具体的な施策 2 適正処理の推進 (4) 23区での連携 した中間処理・最 終処分の実施	23区の間共同処理については、当分の間ということがあったはずなのに、共同処理でやっていきますよという形に、いつの間にか変わってしまっている。「清掃一組による共同処理の継続」ということは、計画の中で決定してしまうような事項なのでしょうか。	ご指摘の点を踏まえ、誤解のある表現については修正いたします。
15	第5章 具体的な施策 2 適正処理の推進 (3) 安定的な収集・ 運搬体制	今でも相当効率的な収集ルート組んでいると思うが、もっと効率的なルートを開発するのか。	現状、効率的な収集ルートを設定していますが、さらなる効果的・安定的な収集体制を目指していくための工夫をしております。
16	第5章 具体的な施策 2 適正処理の推進 (6) 有害廃棄物への 対応	水銀を含む蛍光灯等の回収はとて大変なことであると思う。輸入品の百円ショップのおもちゃの中にも水銀を含むボタン電池が非常に入っている。焼却施設に水銀が混入することで多大な影響を受けるので、まず出さない、そして出たものについては、それを回収できるかどうか、大きな課題であると思うが、いかがでしょうか。	水銀による環境の汚染の防止に関する法律の成立等の社会情勢の変化に伴い、有害廃棄物の適正処理については、喫緊の課題であると考えています。区は、この課題に早急に対応すべく、取り組みの検討に入っています。
17	第5章 具体的な施策 2 適正処理の推進 (7) 大規模災害への 対応	東日本大震災を含む、この間の中で、23区の清掃事務所の方達が車でごみ処理に出かけられてきて、本当に機動力があって、すごいと思いながら見てきました。また、ごみも減り、区民の努力はさることながら、街もきれいで収集に当たられている方の努力というものを強く感じています。今回、大規模災害への対応が2行だけ書かれていますが、今後、もっと細かく具体的な形で出てくるのか気になりました。	本計画は基本計画であり、基本理念の実現に向けて基本方針を打ち出し、その基本方針に対応した個別施策体系を示しています。広域な大規模災害に関する施策は、東京都、清掃一組、23区が連携して取り組みを進めています。
18	第6章 生活排水処理基本計画	排水処理の多くは下水道に流れるため、区が担当する事業部分は限定されている。下水道は都(下水道局)の管轄であるが、グローバルに水循環を考えると、上水道(動脈)や下水道(静脈)、地下水なども含めた都市の「水循環」は真剣に考えるべきテーマである。区は、管轄範囲の生活排水処理だけでなく、区民の生活支援の立場で暮らしに関わるすべての「水」問題を区民目線で検討してほしい。	水問題に関しては、都・清掃一組・区がそれぞれの役割に基づき、取り組んでいくことが重要であると考えます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づいて、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画を合わせて一般廃棄物処理基本計画として策定しています。
19	計画全般	清掃事業における大田区の位置づけ、役割というのが、計画の中からも少なくなくなってきているような感じを受ける。区の責務ということは、当然のこととして、ここにまず明記をしていただきたい。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第四条第4項には、「国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。」としており、国及び地方公共団体の責務を明確にしています。本計画は、その廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいた法定計画です。
20	計画全般	事業者というのは、いわゆるごみを排出する事業者なのか、収集等をお願いする事業者なのか、いろいろな意味にとれる。そこを明確にしないと、全く意味が違うものに捉えられてしまうのではないのでしょうか。	本計画でいう事業者とは、その事業活動に伴って廃棄物を生じるすべての事業者を指しています。